

第二管区海上保安本部公示第36号

水路業務法（昭和25年法律第102号）第8条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり公示する。

令和6年9月25日

第二管区海上保安本部長

長井 総和（公印省略）

1 水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所

- (1) 名 称 独立行政法人エネルギー・金属鉱物資源機構
- (2) 住 所 東京都港区虎ノ門二丁目10番1号

2 水路測量を実施する区域及び期間

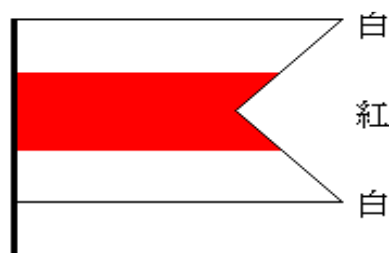
- (1) 区 域 福島沖（付図のとおり）
- (2) 期 間 令和6年10月1日から
令和6年11月30日（内45日間）

3 水路測量の実施方法

GNSSによる測位、音響測深機による測深

4 航行船舶に対する安全措置

水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和25年運輸省令第55号）第6条に定める標識を掲揚



調査区域

